



図1-4 水道事業における第三者への業務委託

2. 用語解説

(1) 五十音順

【あ行】

アウトソーシング (Outsourcing)

PFIにおいては、公共施設の設計、建設、資金調達、維持管理、運営を一貫して民間に委ねることを基本とする。

アカウンタビリティ (Accountability)

説明責任。公共サイドは、PFI事業及び民間事業者の選定過程、さらに事業が協定（契約）内容に基づいて適切に執行されているかどうか等について、客観的データに基づき説明する責任を負う。

イコール・フットィング (Equal Footing)

共通の土台作り。PFI事業と従来型公共事業で行った場合のコストなどを比較する際のベースとなる。具体的には、固定資産税の非課税措置や不動産所得税の減税措置、減価償却の特別措置などが考えられる。

民間事業者がPFI事業によって公共サービスを提供する場合に、公共セクターのコスト面での優位差を除去（又は相殺）して比較すること。従来型の公共事業は、地方自治体等が国から供与を受けている補助金、地方交付税の他、自治体の起債による低利資金調達、非課税措置等により、民間事業者が公共サービス提供事業（PFI事業）を実施する場合と比較して、コスト面で優位性がある。

インフラストラクチャー (Infrastructure)

都市の基盤となる道路、鉄道、上下水道、電気、通信などの社会基盤施設。インフラ。

エス・ピー・シー (SPC, Special Purpose Company)

⇒特別目的会社

【か行】

加速償却

法定償却率を超えた減価償却方法。BOT方式等の場合に、民間事業者の所有する施設が契約期間内に償却し切れない残存部分を残さないようにする手法。

基本方針

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する

基本方針」(平成12年3月13日公表)。PFI事業の実施に関する基本的事項を定めたもの。

キャッシュフロー (Cash Flow)

事業活動による資金の流入。PFI事業においては、プロジェクト・ファイナンスが導入される場合が多く、融資者に対する主な返済原資となるキャッシュフローの管理が最重要課題となる。

行政財産

国の行政のために用いられる財産で、各省庁の長が管理するが、原則として処分(売却、交換等)や私権の設定は出来ない。具体的には、以下の4種類。

- ①公用財産(国の事務、事業または職員の住居のために使用される財産で、庁舎、国家公務員宿舎、国立病院等が含まれる。)
- ②公共用財産(国が直接公共目的のために管理する財産で、国有公園、広場、道路、河川等が含まれる。)
- ③皇室用財産(皇室のために使われる財産で、皇居、御所、御用邸等が含まれる。)
- ④企業用財産(造幣局、印刷局、国有林野、アルコール専売、郵政の各特別会計で行う国の事業、またはこれらの事業に従事する職員のために使用される財産。)

現在価値 (NPV、Net Present Value)

将来価値を一定の割引率で割り引いた価値(金額)。

プロジェクトの(正味)現在価値(NPV)とは、プロジェクトが獲得する毎年の収益(金利などの資本コストを控除する前のネット・キャッシュフロー)の合計から投資額を差し引いたもので、金額はいずれも現在価値に換算したものを使用する。

$$\text{(正味) 現在価値} = \sum \{ n \text{年後キャッシュフロー} / (1 + \text{割引率}/100)^n \} - \text{投資額}$$

(正味)現在価値は、プロジェクトの実施妥当性を判断する重要な指標の1つで、 $NPV > 0$ ならば一応そのプロジェクトは実施妥当性があると判断される。

建設－運営－譲渡 (BOT、Build-Operate-Transfer)

民間事業者(公共体とのジョイント・ベンチャーを含む)などのプロジェク

ト事業主体が建設・運営を行い、一定期間経過後に公共体に施設を譲渡するプロジェクト推進形態。

建設－譲渡－運営（BTO、Build-Transfer-Operate）

プロジェクト事業主体は建設後、施設の所有権を当該公共体に引き渡すが、引き続き施設を運営するプロジェクト推進形態。運用収入を公共体と分配することもある。

建設－所有－運営（BOO、Build-Own-Operate）

BOTのように公共体への施設移転を行わないプロジェクト推進方式。

建設－運営－売却（BOS、Build-Operate-Sell）

事業主体は自らの資金調達によって施設を建設し、当該公共体に売却してその売却益を償還原資とする。事業主体は売却後、公共体とリース契約を結んで施設貸与を受け施設の所有権は持たない。

建設－リース－譲渡（BLT、Build-Lease-Transfer）

事業主体は工事完成後、公共体に施設をリース、運営させ、リース代を受け取って投下資金を回収した後、所有権を引き渡す。

公共施設等

PFI法においては以下のものを「公共施設等」と規定している。

- ①公共施設 道路、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道
- ②公用施設 庁舎、宿舍等
- ③公益的施設 公営住宅及び教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、更正保護施設、駐車場、地下街等
- ④その他施設 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く）、観光施設及び研究施設等
- ⑤上記にあげる施設に準ずるものとして政令で定めるもの

公共施設等の管理者

PFI法において、PFI事業によって整備しようとする公共施設等の管理者である国、及び地方公共団体の長、または特殊法人・その他の公共法人。

コーポレート・ファイナンス (Corporate Finance)

従来型企業貸付の主流で、企業の信用力による資金調達。

(cf. プロジェクト・ファイナンス)

コンセッション (Concession)

民間事業者に付与される事業運営や開発にかかわる権利。事業権、運営権。

コンソーシアム (Consortium)

協会、組合、連合を意味する。PFI 事業の場合、複数の企業、団体に組織される事業主体。

【さ行】

財政投融资

公的年金の積立金、郵貯等国民から集めた有償資金を国が一元的に管理し、社会資本整備をはじめ様々な政策目的のために投融资する仕組み。財投機関と呼ばれる住宅金融公庫や日本道路公団等への資金配分のほか、地方債の引き受けを通じて財政力の弱い地方自治体に対して資金を供給することなども大きな役割の一つ。99年度の計画額は、52.9兆円と一般会計予算の65%（当初ベース）に達しており、「第二の予算」といわれている。財投規模肥大化等の問題に対処するため、2001年4月から財投機関の資金調達に市場原理を導入する等、財政投融资制度の抜本的改革が行われた。

債務保証

当事者が債務履行不能に陥った場合、代わって債務履行することを保証する行為。

債務負担行為

建設工事や土地の購入が複数年度にわたる場合に、翌年度以降発生する支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生した時の支出を予定するなど、将来の財政支出を約束する行為。公共が債務を負担する行為をするには、予め議会で債務負担行為としての決議を経なければならない。

PFI 事業においては、事業会社にとってキャッシュフローの源泉となる公共からの支払いを長期継続的に予算措置する行為。事業採算性、資金調達の面で必要条件の一つとなる。

PFI 法では国の債務負担行為は30年以内と定められているが、地方自治体については明確な表現がない。

サービス (Service)

PFI では、サービスという用語は、民間事業者が公共に対して提供する設計、建設、資金調達、維持管理もしくは運営等の業務を指す。PFI のタイプの 1 つである「サービス購入型」でいうサービスはこれに当たる。

サービス提供型

公共事業を PFI 方式で進める場合の一形態。PFI 事業者の提供するサービス(建設+運営)に対して、公共側が毎年、契約で定められた方式に従って料金を支払う方式。公共側から見れば(民側からの)サービス購入型のインフラ整備事業。

残存価値

購入価額より減価償却累計額を控除した残額。

自己資本内部収益率 (EIRR, Equity Internal Rate of Return)

自己資本に対する内部収益率。資本参加を検討する「株主(事業主)」とは即ち投資家であり、投資した金額に対してどれだけの投資収益が得られるのかにより投資の可否を判断する。しかしながら、銀行預金や債券投資とは異なり、エクイティから得られる配当等は年度毎に受け取れる金額にバラツキがあるため、その利回りをイメージするのは困難である。そこで、投資金額に対して将来受け取るキャッシュ(配当金等)が、年利回りに換算してどのくらいになるかを数値化したものをエクイティ IRR と定義し、投資家の投資判断材料としている。

教科書的な定義は、「エクイティ投資から発生するすべてのキャッシュフローを現在価値に引き直す際、投資金額=すべてのキャッシュフローの現在価値となるような割引率」となっている。

投資判断をする際のポイントは、そのリスクとリターンが見合っているかどうかということであり、エクイティ IRR は単にリターンを測るモノサシに過ぎず、その数値が高いか低いかの判断は、そのエクイティの流動性や事業が内包するリスクの判断次第と言える。

実施方針

PFI 事業を行う国、地方公共団体等が、基本方針に則り実施に関する方針を定めたもの。

具体的に定める事項

- ・ 特定事業の選定に関する事項

- ・ 民間事業者の募集及び選定に関する事項
- ・ 民間事業者の責任の明確化、事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
- ・ 公共施設等の立地及び規模配置に関する事項

出資金利回り率 (ROE、Return on Equity)

株主資本利益率。株主資本を「元手」として、投資総期間でどれだけの利益をあげたかを見る企業の経営効率を測定する指標の一つ。

シンジケート (Syndicate)

国債、地方債、社債などの引き受けや融資を行う複数の金融機関からなる組織体。

スキーム (Scheme)

計画、枠組み。

ここでは、事業の「方式、形態、事業期間、事業範囲、リスク分担等」を指す。

ストラクチャード・ファイナンス (Structured Finance)

従来の資金調達とは異なる仕組み金融。

(cf. プロジェクト・ファイナンス)

性能発注方式

要求するサービスの内容、水準のみを規定し、「如何にして」という点は民間事業者に委ねる発注方式。PFI 事業については、性能発注方式の方が PFI 法の主旨である「民間の創意工夫の発揮」が実現しやすくなる。

性能発注における仕様書は、英国 PFI ではアウトプット仕様書 (Output Specification) と呼ばれている。

セクター (Sector)

部門・分野。

第一セクター＝政府・自治体、第二セクター＝民間、第三セクター＝官＋民。

設計－建設－ファイナンス－運営 (DBFO、Design-Build-Finance-Operate)

PFI というコンセプトが政府主導で定着する以前の英国における公共事業の民営化手法の一つ。

設計－建設－運営（DBO、Design-Build-Operate）

行政が資金調達を行うため PFI ではないが、PFI に準じた方式。

総合評価方式

入札における落札者の決定において、価格その他の要素を総合的に判断して決定する方式。PFI では多くの場合、価格のみによる評価ではなく、設計・建設の技術水準、管理運営面のサービス水準なども含めて民間事業者の選定を行う。

なお、従来は国発注の公共工事への総合評価方式導入には大蔵省との案件毎の個別協議が必要だったが、2000年3月に建設省等と大蔵省との間で、総合評価方式導入にあたっての適用範囲や落札方式などに関する包括協議が整った。これにより、包括協議に示す適用範囲であれば、事前の個別協議なしに総合評価方式の導入が可能になった。

【た行】

直接金融

社債の発行、不動産の証券化等により資金を直接資本市場から調達する手法。
(cf. 間接金融：銀行からの借入による従来型の資金調達手法)

デフォルト (Default)

債務不履行。どのような状態をもってデフォルトと認定するかは、個別の契約や当該国の法律により異なる。

特定事業

PFI 事業として整備される事業。

特別目的会社 (SPC、Special Purpose Company、SPV、Special Purpose Vehicle)

PFI 事業を行う目的で設立される会社。SPC 法上の SPC とは異なる点に注意。

独立採算型

公共事業を PFI 方式で進める場合の一形態。公共からの補助なしで成立する事業。

【は行】

パブリック・インボルブメント (PI、Public Involvement)

公共事業等、公共政策の推進にあたっての合意形成手法。例えば、各種施設の整備計画の策定にあたり、住民等関係者の意見を聴取し計画に反映させる等。

パブリック・セクター・コンパラター (PSC、Public Sector Comparator)

公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた適正な事業費用予測に基づく公的財政負担の見込額の現在価値であり、財政負担とは、PFI 事業の LCC (ライフサイクルコスト) との比較を前提に、事業費用又はそれを賄う資金支出の総額を意味するものとする。その算定に当たっては、対象とする事業を公共施設等の管理者等が自ら実施する場合にその時点で採用すると考えられる事業形態を想定して計算するものとする。例えば、事業の一部を請負、委託等によって民間事業者を実施させる事業については、その事業形態を想定する。

パブリック・プライベート・パートナーシップ (PPP、Public Private Partnership)

官民協力。

バリュー・フォー・マネー (VFM、Value for Money)

VFM (バリュー・フォー・マネー) とは、PFI における最も重要な概念の 1 つで、国民の税金 (Money) の使用価値 (Value) を最も高めようとする考え方。

PFI 方式の採用による VFM の達成は、従来の公共事業方式と較べ、①サービス水準が一定であれば公共の負担するコストが従来より低減すること、あるいは②コストが従来と同等であればサービス水準が向上すること、により検証される。

この場合のコストは、公共 (国、地方自治体) が事業期間 (ライフサイクル) にわたって支出する財政支出額 (公共が負担するリスクの調整分を含む) を適正な割引率で現在価値に換算したものが用いられる。(cf. PSC)

従来の公共事業方式に代わり PFI 方式を採用するに当たっては、PFI 方式によって VFM が向上することの検証が求められる。PFI 事業を実施する民間事業者の選定においても、VFM は最も重要な選定要因となる。

ピー・エフ・アイ (PFI、Private Finance Initiative)

PFI (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) とは、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方である。

「小さな政府」を目指す行政改革の一環として、1992 年にイギリスで導入された。我が国では、1997 年 11 月の緊急経済対策や 1998 年 4 月の総合経済対策に盛り込まれ、1999 年 7 月に PFI 法が成立、同年 9 月に同法が施行された。これに伴い、内閣内政審議室に民間資金等活用事業推進委員会 (PFI 推進委員会) が

設置された。

2000年3月にはPFI法の規定に基づき「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」が公布された。

ピー・エフ・アイ事業 (PFI 事業)

日本版PFIの事業対象は、主に次の3種類に大別できる。

- ①公的部門により原則整備されている社会資本分野
例) 道路、港湾、空港、河川、都市公園、下水道
- ②許認可等により民間事業者の整備が認められている社会資本分野
例) 上水道、工業用水道、熱供給施設、廃棄物処理施設等
- ③民間事業者(第三セクターを含む)が整備可能な公共性の高い社会資本分野
例) 新エネルギー施設、リサイクル施設、情報通信施設、社会福祉施設、大学等の教育文化施設、医療施設、駐車場、地下街、観光施設

ピー・エフ・アイ法 (PFI 法)

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」。

平成11年7月30日に公布され、同年9月24日に施行。

ファイナンシャル・アドバイザー (FA、Financial Advisor)

財務アドバイザー。スポンサーの利益を代表することを目的として資金調達全体のアレンジを行うアドバイザー。貸し手がファイナンシャルアドバイザーを兼ねることは利益相反の観点から難しい。

普通財産

行政財産以外の財産。国有財産については、大蔵大臣による管理処分や私権の設定が可能。行政財産が不要となった場合には、各省庁の長は速やかに普通財産に転換し、大蔵大臣に引き継ぐ。(97/3末44.3兆円)

プロジェクトIRR (PIRR、Project Internal Rate of Return)

事業を始める際には、まずその事業自体の採算性を判断しなければならない。事業自体に採算性のないプロジェクトは、エクイティ投資家にとってもデット供給者である銀行等にとっても魅力はなく、成立は難しい。プロジェクトIRRは財務活動から発生するすべてのキャッシュフロー(株式払込み、配当金支払い、銀行借入、元利金返済を除く)の、投下された総資金量に対する利回りをあらわしており、純粋な事業の採算性を計るうえでは、最適な指標とされている。

プロジェクト・ファイナンス (Project Finance)

プロジェクト・ファイナンスとは、仕組み金融（ストラクチャード・ファイナンス）の一種。

資源開発、大型プラント建設、大規模土木事業などのビッグ・プロジェクトで用いられてきた資金調達手段で、従来のコーポレート・ファイナンスが親会社自体の信用力や土地を主な担保とするのに対して、事業自体のキャッシュフローを主な返済原資とする事業融資方式。

資金調達者側のメリットとしては、ノン・リコース、或いは、リミッテッド・リコース型の借入となるため、基本的にはプロジェクト破綻時の負担が限定される。更に、プロジェクトの事業主体となる SPC（特別目的会社）を設立し、SPC がプロジェクトの信用力で資金調達を行うことを目指すので、親会社から見た場合にオフ・バランスの効果も期待できる。

一方、公共側のメリットとしては、プロジェクト事業体が契約に基づく確実なファイナンスを受けていることにより、プロジェクトが安定する結果、長期に亘るサービス提供の安定的確保が期待できる点にある。（cf. コーポレート・ファイナンス）

【ま行】

民間資金等活用事業推進委員会 (PFI 推進委員会)

総理府に設置された委員会。委員 9 名、専門委員 10 名で構成され、基本方針の策定、そのフォローアップ等にあたる。

【ら行】

ライフサイクル・コスト (LCC、Life Cycle Cost)

建物生涯費用。建物の企画・設計から建設、維持管理、修繕、解体・撤去までの建物の生涯にかかる総費用。

利益相反

ある主体が相反する複数の目的で事業に参画する場合、利益相反が生じる可能性がある。工事受注や設備の納入による利益獲得を目的とする請負業者が、事業利益を目的とする事業主体に参画する場合や、ファイナンスの貸し手が借り手である事業会社の立場に立つ場合がこれに当たる。利益相反に対しては、プロジェクト・マネジメント手法等を用いた管理が求められる。

リスク (Risk)

リスクとは不確実性のことであり、事業に係わるリスクとは事業期間におい

て生じる可能性のある全ての不確実要素を指す。

PFI 事業は、これらの事業遂行に関するリスクを、官民双方で適切に分担するという考え方にに基づき遂行される。

そのためには、リスクの所在を明確化（特定）し、個々のリスクについてはそれを最も効率的に管理できる主体が責任をもって負担する、という「最適なリスク分担」が必要となる。リスクの定量化は容易ではないが、可能な限り定量化し、VFM の評価においてコストとして調整されることが求められる。

リスクの所在の明確化と分担方法については、事前に契約の中で明確に規定されることが重要である。

リスク・コミュニケーション (Risk Communication)

国民、事業者、行政等が、リスクに関する知識や情報、意見を相互に交換、共有し、共通の理解の形成を図ろうとするもの。

リハビリ-リース-譲渡 (RLT, Rehabilitate-Lease-Transfer)

民間事業者が老朽化した施設の機能を回復して、公共にリースし、一定期間後に公共に譲渡する方式。

【わ行】

割引率 (Discount Rate)

現在価値を算出する際に用いる利率。(cf. 現在価値)

(2) アルファベット順

【B】

BLT (Build-Lease-Transfer)

⇒建設－リース－譲渡

B00 (Build-Own-Operate)

⇒建設－所有－運営

B0S (Build-Operate-Sell)

⇒建設－運営－売却

B0T (Build-Operate-Transfer)

⇒建設－運営－譲渡

BTO (Build-Transfer-Operate)

⇒建設－譲渡－運営

【D】

DBFO (Design-Build-Finance-Operate)

⇒設計－建設－ファイナンス－運営

DBO (Design-Build-Operate)

⇒設計－建設－運営

【E】

EIRR (Equity Internal Rate of Return)

⇒自己資本内部収益率

【F】

FA (Financial Advisor)

⇒フィナンシャル・アドバイザー

【L】

LCC (Life Cycle Cost)

- ⇒ライフサイクル・コスト
- ⇒レター・オブ・ギャランティー

【N】

NPV (Net Present Value)

- ⇒現在価値

【P】

PFI (Private Finance Initiative)

- ⇒ピー・エフ・アイ

PI (Public Involvement)

- ⇒パブリック・インボルブメント

PIRR (Project Internal Rate of Return)

- ⇒プロジェクト IRR

PPP (Public Private Partnership)

- ⇒パブリック・プライベート・パートナーシップ

PSC (Public Sector Comparator)

- ⇒パブリック・セクター・コンパラター

【R】

RLT (Rehabilitate-Lease-Transfer)

- ⇒リハビリ-リース-譲渡

ROE (Return on Equity)

- ⇒出資金利回り率

【S】

SPC (Special Purpose Company)、SPV (Special Purpose Vehicle)

- ⇒特別目的会社

【V】

VFM (Value for Money)

⇒バリュー・フォー・マネー

(出典) 社団法人日本建設業団体連合会 HP> 「PFI 関連テクニカルターム集」

http://www.nikkenren.com/pfi_yougo/doc.html

を元に本手引きに合わせて一部追加・変更した。

3. 情報源情報

3. 1 PFI ガイドライン

1) 民間資金等活用事業推進委員会ガイドライン

内閣府民間資金等活用事業推進室（PFI 推進室）ホームページにおいて、内閣府に設置された民間資金等活用事業推進委員会がまとめた各ガイドラインを閲覧できる。

URL : <http://www8.cao.go.jp/pfi/guideline.html>

2) 地方公共団体の PFI ガイドライン等

都道府県及び政令指定都市における PFI ガイドライン・マニュアル類の整備は、表 3-1 のとおりである。（平成 17 年 3 月 22 日現在）